公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月12日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

新潟市選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第38条中「報告書」を「市議会議員の選挙の報告書」に、「市委員会」を「市委員会又 は区委員会の事務局において、市長の選挙の報告書は、市委員会」に改める。

別表第1亀田地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

曽野木コミュニテ	新潟市江南区曽野木	多目的ホール1及び2	1 4 9 . 0 0
ィセンター	1丁目21番8号	コミュニティルーム	4 4 . 4 0
		研修室	4 3 . 7 0

別表第1木場農村集落多目的共同利用施設の項を削り、同表坂井輪コミュニティセンターの項中「134.15」を「134.13」に改め、同表青山コミュニティハウスの項中「45.38」を「51.22」に、「103.00」を「102.45」に改め、同表五十嵐コミュニティハウスの項中「29.00」を「28.56」に、「64.00」を「64.36」に、「98.00」を「104.09」に、「43.00」を「31.50」に改める。

附則

この規程は、令和5年1月12日から施行する。